

(案)

契 約 書

長野県立美術館長 笠原 美智子を発注者（以下「甲」という。）とし、
「乙」という。）とし、展覧会出品作品の梱包・輸送・展示及び撤去について次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 甲及び乙は、この契約書に基づき、この契約を履行しなければならない。

2 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 この契約書に定める請求、通知及び解除は、書面により行わなければならない。

（契約の内容）

第2条 この契約の内容は、次のとおりとする。

(1) 役務提供の内容

令和7年度「北島敬三」展作品等梱包・輸送・展示・撤去請負業務

(2) 仕様

別紙の通り

(3) 履行期間

令和7年11月23日～令和8年1月21日

上記に加えて事前集荷1日（別途指示する日）

(4) 履行場所

長野県立美術館及び特に甲が指示する場所

（契約金額）

第3条 契約金額は、金 円とし、その納付は免除する。

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、金 円とし、その納付は免除する。

2 乙は、この契約を履行しなかったときは、契約保証金に相当する金額を違約金として甲に納付しなければならない。

（代金の支払）

第5条 甲は、前条の規定により業務の完了を受けた後、乙が提出する適正な支払請求書を受理したときは、その日から30日以内に代金を支払うものとする。

（事情の変更）

第6条 この契約の締結後において、市場価格に著しい変動があった場合は、甲乙協議のうえ、契約単価の変更を行うことができるものとする。

（契約の解除）

第7条 甲は、乙がこの契約に違反したときは、契約を解除することができる。

2 乙が暴力団又は暴力団が実質的に経営を支配する事業所またはこれに準ずる者（以下「暴力団」という。）に該当する旨の通報を警察当局から甲が受けた場合。

(案)

(債務不履行の損害賠償)

第8条 乙は、その責に帰すべき事由により、甲の指定する日までに業務を完了することができないときは、当該期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、請負代金に対し年2.5%の割合で計算した額の遅延損害金を甲に支払わなければならない。

2 甲は、その責に帰すべき事由により、第5条に規定する期限までに請負代金を支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、請負代金に対し年2.5%の割合で計算した額の遅延利息を乙に支払わなければならない。

3 乙は粗悪品あるいは品質の異なるものを供給したことにより、甲に損害を与えたときは、その損害に相当する額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

4 乙は、第7条の規定により契約が解除されたときは、第3条第1項に規定する契約保証金の額に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。

5 乙は、第1項又は第4項の場合において、甲の受けた損害が同項に規定する遅延損害金又は違約金の額をこえるときは、その超える額についても甲に支払わなければならない。

(暴力団からの不当介入に対する報告及び届出の義務)

第9条 乙は、当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団から不当な要求を受けたときは、遅滞なく甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(疑義の解決方法)

第10条 この契約に関し、甲乙間に疑義があるときは、甲乙協議のうえ解決するものとする。

2 その他この契約に定めのない事項については、(一財)長野県文化振興事業団財務規程に定めるところによるものとする。

この契約の成立を証するため契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

令和7年 月 日

甲 長野市箱清水 1-4-4

長野県立美術館

館長 笠原 美智子

印

乙

職氏名

印